

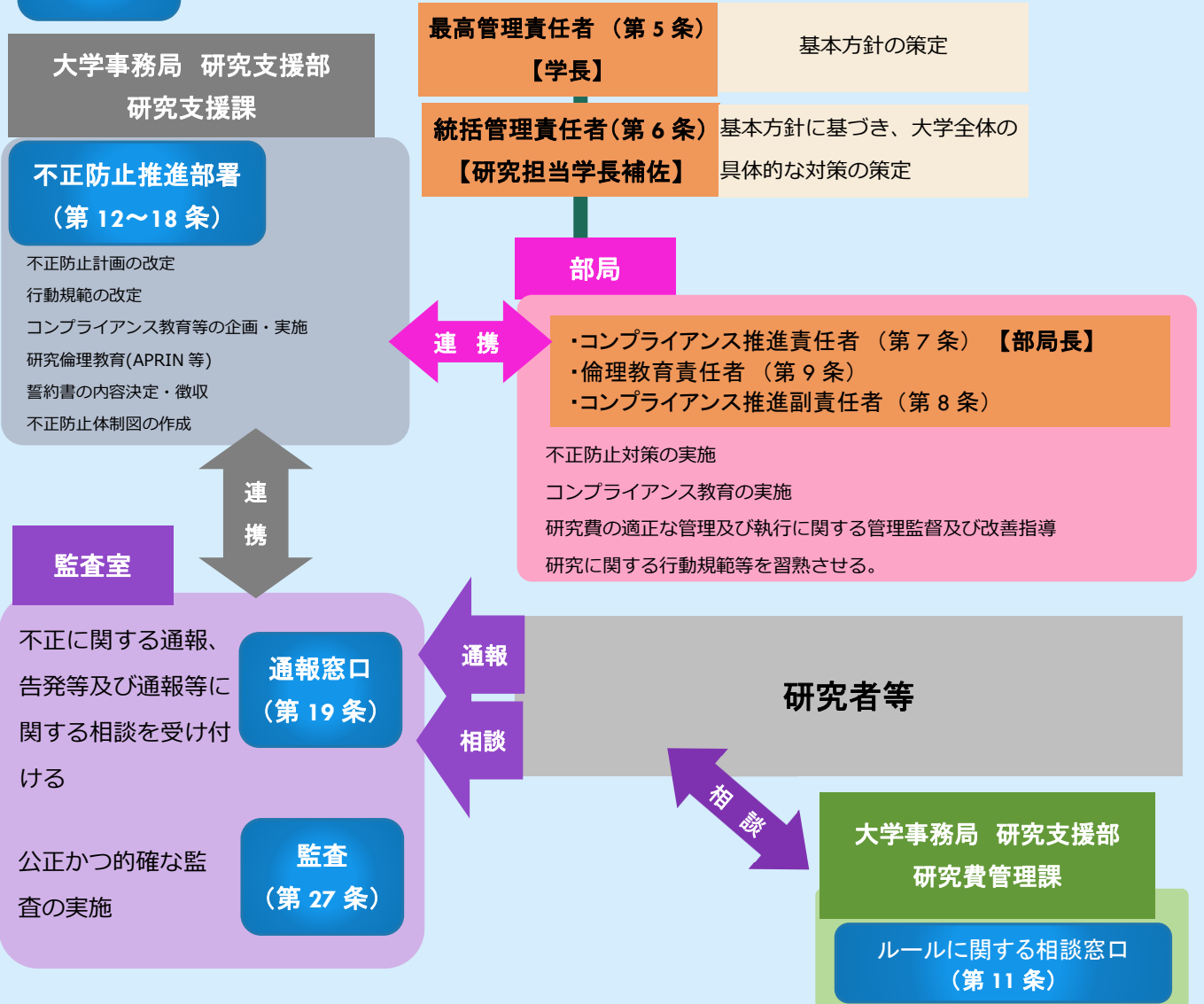
研究費の適正管理に関する体制

藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程

施行 2015.2.1

目的 (第1条)

藤田医科大学における公正な研究を促進するために必要な事項を定め、不正使用・不正行為を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。



教職員の責務 (第18条)

1. 本学において研究活動を行う研究者等は、**コンプライアンスセミナー参加**とともに、次の事項を含む**誓約書**を提出しなければならない。
 - (1) 学園及び配分機関の諸規程を遵守すること
 - (2) 不正を行わないこと
 - (3) 規則等に違反して不正を行った場合、配分機関や本学からの処分を講じられても異議がないこと、及び法的な責任を負担すること。
2. 誓約書の提出がない研究者等は、本学において**全研究費の運営・管理に関わる**ことができない。

取引先との癒着防止 (第24条)

1. 発注又は契約する際は、藤田学園調達規程及び公的研究費使用に関する事務の手引の定めにより行う。
2. 不正な取引に関与した取引先に対しては、損害賠償の請求、取引停止・解除、その他必要な処分を行う。
3. 本学における不正対策に関する方針を取引先へ周知し、**誓約書の提出**を求める。